

令和6年度 第10回総会

議 事 録

堺市農業委員会

1 開催日時及び場所

日 時 令和7年1月9日（木）午後2時から午後2時45分

場 所 堺市役所高層館12階農業委員室

2 委員数

(1) 現在総数 14人

(2) 出席委員 14人

今 野 正 章	辻 千 太 郎	小 谷 信 江
以 倉 孝 弘	柳 下 清 隆	寺 島 あつ子
霜 野 市 和	谷 野 保 博	田 中 宏
山 崎 勝 喜	北 尻 芳 孝	奥 野 正 作
田 中 正 剛	松 本 智恵子	

(3) 欠席委員

なし

(4) 農地利用最適化推進委員の出席 13人

小 林 義 博	井 上 和 夫	光 田 裕 次
数 田 清 文	中 尾 美 昭	高 岡 一 平
塔 本 順 一	松 下 孝 彦	岸 田 勝 夫
田 中 利 幸	岡 所 次 郎	北 條 一 宜
登り山 正 嗣		

3 議事説明員

農業委員会事務局

事 務 局 長	小 走 伸 吾
事 務 局 次 長	左 手 憲 一
主 幹	長 野 諭
主 幹	山 本 幸 夫
	八 木 祐 樹

4 付議事項

- 議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第58号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について
- 議案第59号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第60号 農用地利用集積等促進計画の決定について
(農地中間管理事業分)
- 議案第61号 非農地の決定について
- 議案第62号 地域計画案に係る意見決定について
- 報告第45号 農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分
の報告について
- 報告第46号 農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分
の報告について
- 報告第47号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の
報告について
- 報告第48号 生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長
専決処分の報告について
- 報告第49号 農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務
局長専決処分の報告について

5 会議の概要

議長（北尻 芳孝会長）から開会宣言

議長 ただいまから令和6年度第10回総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、規定によりまして、議長において山崎勝喜委員、今野正章委員のご兩名を指名いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、ご兩名をお願いいたします。

審議に先立ちまして、事務局から諸般の報告をいたします。

事務局 出席委員の報告をいたします。現在議場に在席する委員は、14名中14名でございます。また、農地利用最適化推進委員は13名の出席をいただいております。

議長 これより審議に入ります。

本日、ご審議いただく案件は、議案第56号「農地法第3条の規定による許可申請について」から報告第49号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計12件であります。

それではまず、議案第56号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第56号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第37号から第44号についてご説明いたします。

まず、受付番号第37号は、申請地が美原区平尾で市街化調整区域内にあり、周辺は畑、宅地、池に囲まれており、地目は畑1筆、面積は254平方メートルで現在野菜の状態です。

今回、譲受人が贈与を受け、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第38号は、申請地が東区石原町2丁で市街化調整区域内にあり、周辺は田及び農道に囲まれており、地目は田2筆、面

積は合計1,057平方メートルで耕うん済みの状態です。

今回、譲受人が贈与を受け、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第39号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺で市街化調整区域内にあり、周辺は田、宅地及び水路敷に囲まれており、地目は田と雑種地（現況：田）3筆、面積は合計993平方メートルで現在稲刈り後の状態です。

今回、譲受人が贈与を受け、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第40号は、申請地は北区金岡町で市街化調整区域内にあり、周辺は田、宅地及び水路敷に囲まれており、地目は田1筆、面積は819平方メートルで現在うねの状態です。

今回、譲受人が贈与を受け、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第41号は、申請地は西区太平寺で市街化調整区域内にあり、周辺は田と農道に囲まれており、地目は田1筆、面積は333平方メートルで現在耕うん済みの状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第42号は、申請地は美原区太井で市街化調整区域内にあり、周辺は田、原野及び農道に囲まれており、地目は田畑2筆、面積は合計1,365平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第43号は、申請地は美原区太井で市街化調整区域内にあり、周辺は田、農道及び水路に囲まれており、地目は田1筆、面積は1,877平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第44号は、申請地は美原区小平尾で市街化調整区域内にあり、周辺は道路、宅地及び雑種地に囲まれており、地目は田1筆、面積は185平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

以上8件の申請につきまして、現地調査及び申請内容の精査を行った結果、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件のすべ

てを満たしているものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可すること決定いたします。

続きまして、議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第38号から第42号をご説明いたします。

まず、受付番号第38号は、賃借権を設定し転用するものです。被設定人は大阪府泉大津市我孫子で建設業を営む法人で、申請地は美原区菅生の畑2筆、面積は合計354平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、現在決まった資材置場がなく、その都度現場に置いている状況であり、事業拡大により置場が至急必要となったため、国道沿いで車両の出入りが便利な申請地を露天資材置場として使用するものです。

申請は令和6年12月16日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第2号に該当し、第3種農地です。被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については碎石舗装による自然浸透及び傾斜により西側国道の道路側溝に放流する計画です。周囲にはブロック3段積みの計画です。その他一般基準

についても申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第39号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が南区美木多上で宅地建物取引業を営む法人で、申請地は南区美木多上の田1筆、面積は602平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、事務所に併設する既存駐車場が手狭となり、顧客車両の駐車場が至急必要となったため、事務所に近い申請地を取得し、露天駐車場として使用するものです。

申請は令和6年12月16日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第43条第1号に該当し、第3種農地です。被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については碎石舗装による自然浸透及び傾斜により南側市道の側溝に放流する計画です。周囲にはフェンス等設置いたしません、特に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第40号は、使用貸借による権利を設定し転用するものです。申請人は被設定人が大阪府和泉市池田下町に居住する会社員で、申請地は西区菱木4丁の田1筆、面積は257平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、現在の住居が手狭となっており、今後親の介護も必要となることから、実家の近距離にある本申請地を借り受け、都市計画法第29条の開発許可を受け、分家住宅を建築するものです。

申請は令和6年12月18日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。被害防除については、汚水については敷地内に汚水枡を設置し、北側から汚水本管に接続します。雨水については敷地内に雨水枡を設置し、北側から雨水本管に放流する計画です。周囲には既存の擁壁があり、特に問題はないものと判断いたします。その他一般基準についても申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第41号は、使用貸借による権利を設定し転用するものです。申請人は被設定人が美原区菅生に居住する農業者で、申請地は美原区菅生の田1筆、面積は234平方メートル、市街化調整区域の農

地です。事業計画は、現在居住する住居が老朽化したため、親族が所有する農地を借り受け、農家住宅を建築するものです。

申請は令和6年12月18日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法第5条第2項第1号ロに該当し、第1種農地ですが、申請地周辺の地域に居住する者の日常生活上及び業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、かつ周辺農地の利用に支障がないと認められることから許可が可能なものです。なお、他の土地も検討いたしましたが適当な土地は無く、代替性はないものと判断されたものです。被害防除については、汚水については敷地内で浄化槽処理し東側から水利組合管理水路に放流します。雨水については敷地内に雨水枡を設置し、東側から水利組合管理水路に放流する計画です。周囲にはフェンス等は設置いたしません。設定人が所有する農地のため、特に問題はないものと判断いたします。その他一般基準についても申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第42号は、賃借権を設定し転用するものです。申請人は被設定人が堺区石津町3丁で建設業を営む個人で、申請地は東区草尾の畑4筆、面積は合計616平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、現在使用している資材置場が事業拡大により手狭となり、申請地方面での建設現場も増加しているため、利便性の高い本申請地を賃借し露天資材置場として使用するものです。

申請は令和6年12月20日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水についてはバラス敷による自然浸透及び敷地の傾斜により北側及び西側の道路側溝から放流する計画です。その他一般基準についても申請内容等に問題はないものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はあり

ませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第58号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第58号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について」をご説明いたします。受付番号第12号をご説明いたします。

受付番号第12号は、相続人は大阪府大阪狭山市大野中に居住する農業者で、申請地は南区逆瀬川の田13筆、面積は合計3,173平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。

なお、当該地区協議会におきまして、特例農地の利用状況について確認書抜粋表のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第５９号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第５９号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。受付番号第１２１号から第１４１号をご説明いたします。

まず、受付番号第１２１号は、申請地は南区檜尾の田畑２筆、面積は合計２，３９４平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は３年です。

次に、受付番号第１２２号は、申請地は南区檜尾の田１筆、面積は６０１平方メートルのうち２９０平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で賃借権による権利を設定し、期間は３年です。

次に、受付番号第１２３号は、申請地は北区野遠町の田１筆、面積は９７１平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は３年で、解除条件付きの貸借です。

次に、受付番号第１２４号は、申請地は南区豊田の田１筆、面積は７４０平方メートルで、現在うねの状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は３年です。

次に、受付番号第１２５号は、申請地は南区稲葉３丁の田２筆、面積は合計７９６平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は３年です。

次に、受付番号第１２６号は、申請地は南区稲葉２丁の田１筆、面積は１，１３７平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は３年です。

次に、受付番号第１２７号は、申請地は南区美木多上の田１筆、面積は７１４平方メートルで、現在保全管理中の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は３年です。

次に、受付番号第１２８号は、申請地は中区辻之の田１筆、面積は４９９平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で使用貸借によ

る権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第129号は、申請地は東区石原町3丁、東区八下町1丁の田3筆、面積は合計3,939平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第130号は、申請地は美原区小寺の田1筆、面積は1,838平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第131号は、申請地は美原区小寺の田2筆、面積は合計1,599平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第132号は、申請地は西区原田の田2筆、面積は合計789平方メートルで、現在耕うん済の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第133号は、申請地は北区中村町の田1筆、面積は581平方メートルで、現在耕うん済の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第134号は、申請地は北区中村町の田1筆、面積は581平方メートルで、現在耕うん済の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第135号は、申請地は北区中村町の緑地（現況：田）2筆、面積は合計2,095平方メートルで、現在耕うん済の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第136号は、申請地は北区野遠町の田1筆、面積は1,292平方メートルで、現在耕うん済の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第137号は、申請地は美原区大饗の田1筆、面積は1,140平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第138号は、申請地は西区太平寺の田3筆、面積

は合計2, 160平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。新規で
使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第139号は、申請地は美原区平尾の田2筆、面積
は合計3, 202平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。新規で
使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第140号は、申請地は南区檜尾の田2筆、面積は
合計191平方メートルで、現在保全管理中の状態です。新規で使
用貸借による権利を設定し、期間は3年で、解除条件付きの貸借です。

次に、受付番号第141号は、申請地は東区北野田の田1筆、面積
は1, 173平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使
用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

以上の計画は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を
みたしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、農用地利用集積計画案
のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありま
せんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のと
おり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。
続きまして、議案第60号「農用地利用集積等促進計画の決定につい
て（農地中間管理事業分）」を議題といたします。

ただし、受付番号第156号から第165号につきましては、田中正
剛委員に関する事項につき、これを除外してご審議いただきます。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第60号「農用地利用集積等促進計画の決定について
（農地中間管理事業分）」をご説明いたします。受付番号第142号

から第155号、第166号を議題といたします。

なお、本件はすべて農地中間管理機構である大阪府みどり公社が借り受けた農地を転貸するものです。

まず、受付番号第142号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の畑1筆、面積は133平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から転借人へ10年です。

次に、受付番号第143号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の畑1筆、面積は998平方メートルで、現在野菜及びうねの状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から転借人へ10年です。

次に、受付番号第144号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の畑1筆、面積は497平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から転借人へ10年です。

次に、受付番号第145号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の畑1筆、面積は789平方メートルで、現在野菜及びうねの状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から転借人へ10年です。

次に、受付番号第146号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の畑1筆、面積は457平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から転借人へ10年です。

次に、受付番号第147号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の田1筆、面積は1,889平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から転借人へ10年です。

次に、受付番号第148号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の畑2筆、面積は合計3,004平方メートルで、現在野菜及びうねの状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農

地中間管理機構から転借人へ10年です。

次に、受付番号第149号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の畑3筆、面積は合計1,918平方メートルで、現在野菜及び稲刈り後の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から転借人へ5年です。

次に、受付番号第150号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の畑1筆、面積は1,138平方メートルで、現在うねの状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から転借人へ10年です。

次に、受付番号第151号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の田1筆、面積は548平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から転借人へ10年です。

次に、受付番号第152号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の田1筆、面積は808平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から転借人へ10年です。

次に、受付番号第153号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の畑3筆、面積は合計1,997平方メートルで、現在野菜及びうねの状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から転借人へ10年です。

次に、受付番号第154号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の畑2筆、面積は合計945平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から転借人へ10年です。

次に、受付番号第155号は、申請地は西区太平寺の田1筆、面積は1,020平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から転借人へ5年です。

次に、受付番号第166号は、申請地は中区陶器北の畑1筆、面積は

2, 6 4 1 平方メートルで、現在保全管理中の状態です。新規で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から転借人へ10年です。

以上の計画は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理事業分）のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

（質疑・意見なし）

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第60号の受付番号第156号から第165号をご審議いただきます。本件につきましては、委員個人に関する事項につき、審議に先立ち「農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定」を適用し、田中正剛委員の退席を求めます。

（退席後）

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第60号「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理事業分）」をご説明いたします。受付番号第156号から第165号をご説明いたします。

まず、受付番号第156号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の田2筆、面積は合計4, 193平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から借受人へ10年です。

次に、受付番号第157号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の田1筆、面積

は1,058平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から借受人へ10年です。

次に、受付番号第158号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の田1筆、面積は1,962平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から借受人へ10年です。

次に、受付番号第159号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の畑1筆、面積は1,658平方メートルで、現在ハウスの状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から借受人へ10年です。

次に、受付番号第160号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の田1筆、面積は613平方メートルで、現在うねの状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から借受人へ10年です。

次に、受付番号第161号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の田1筆、面積は1,011平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から借受人へ10年です。

次に、受付番号第162号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の田1筆、面積は1,426平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から借受人へ10年です。

次に、受付番号第163号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の田1筆、面積は2,913平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から借受人へ10年です。

次に、受付番号第164号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の田1筆、面積は1,133平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管

理機構から借受人へ10年です。

次に、受付番号第165号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の田1筆、面積は589平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から借受人へ10年です。

以上の計画は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理事業分）」のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。審議が終わりましたので、田中正剛委員の退席をときます。

(入室・着席後)

続きまして、議案第61号「非農地の決定について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第61号「非農地の決定について」を説明いたします。

本件につきましては、令和6年8月に、利用状況調査を行った農地のうち、既に森林の様相を呈する等、農業上の利用の増進を図ることが見込まれないものについて、農地法第2条の2に規定する農地に該当しないことから、非農地の決定を行うものであります。

非農地に該当するものは、北区中村町の緑地（現況田）1, 163平方メートル外3筆、面積は合計3, 281平方メートルです。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。続きまして、議案第62号「地域計画案に係る意見決定について」を議題といたします。

担当課である農水産課の職員が入室いたしますので、着席されるまで、委員の皆様は、しばらくお待ちください。

[着席確認後]

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは、議案第62号「地域計画案に係る意見決定について」をご説明いたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法における地域計画策定のため、同法第18条の規定に基づき、各地域に設置された協議の場における協議結果を踏まえて策定された地域計画案について、堺市が、同法第19条第6項の規定に基づき、当委員会に対して、意見聴取を行うものです。

今回、対象となる地域は、南区の長峰地区圃場整備、中区の陶器北地区圃場整備、南区の別所地区、陶器北地区圃場整備を除く中区、東区、太平寺農空間保全地域を除く西区、鉢ヶ峯地区圃場整備、長峰地区圃場整備及び別所地区を除く南区、北区、菅生地区及び菅生新田地区を除く美原区の合計9地域となります。

あらかじめお配りしている各地域における地域計画案については、総会前に開催されました地区協議会において、担当課である農水産課より概要説明がなされ、各地域計画案は適当である旨、ご意見をいただいておりますので、議案のとおり「原案について、適当であると認

める。」と意見決定することについて、ご提案するものです。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。よって、本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。続きまして、報告第45号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第49号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計5件を一括して議題といたします。

報告の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは報告第45号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分について」から報告第49号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計5件を一括してご説明いたします。

まず、報告第45号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は11件ございました。いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第46号「農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は5件ございました。いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第47号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の報告について」は1件ございました。受付番号第10号は申請地が南区美木多上の田1筆で、面積は602平方メートル、離作補償はなしで、双方合意によるものです。

次に、報告第48号「生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について」は4件ございました。まず受付番号第19号は申出者が夫で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。次に受付番号第20号は申出者が本人で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。次に受付番号第21号は申出者が子で、主たる従事者の死亡により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。次に受付番号第22号は申出者が本人で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。

次に、報告第49号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」は7件ございました。まず、受付番号第46号は、申請地が美原区小平尾の畑2筆で面積は合計863平方メートル、現況は資材置場及び雑種地、経過年数は15年以上、次に受付番号第47号は、申請地が南区美木多上の田1筆で面積は386平方メートル、現況は宅地、経過年数は45年以上、次に受付番号第48号は、申請地が美原区小平尾の田1筆で面積は19平方メートル、現況は更地、経過年数は15年以上、次に受付番号第49号は、申請地が西区山田3丁の田1筆で面積は6.15平方メートル、現況は倉庫敷地の一部、経過年数は15年以上、次に受付番号第50号は、申請地が西区鳳西町3丁の畑1筆で面積は290平方メートル、現況は住居及び貸し駐車場、経過年数は15年以上、次に受付番号第51号は、申請地が中区東山の田2筆で面積は合計410平方メートル、現況は駐車場、経過年数は20年以上、次に受付番号第52号は、申請地が美原区菅生の田1筆で面積は117平方メートル、現況は更地、経過年数は15年以上、いずれも非農地である旨の報告を、総会の決定による回答が期日に間に合わないため、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はあり

ませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件報告について承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、報告は承認されました。

以上で、令和6年度第10回総会に付議された案件は、すべて議了いたしました。これをもって、閉会いたします。

採決・承認事項及び賛否数

(案件番号)	(結 果)	(賛否数)
○ 議案第56号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第57号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第58号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第59号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第60号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第61号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第62号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 報告第45号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第46号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第47号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第48号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第49号	承 認	全 会 一 致

署 名 委 員

会

長

北 尻 芳 孝

委

員

今 野 正 章

委

員

山 崎 勝 喜

